

富士市オフィス立地 促進事業費補助金

「まちなか」にオフィス等を新設する事業者を応援！

最大
500
万円

建物に係る
経費に対して
補助します！

新築 or 購入

建物取得又は改装等に要した費用の
合計額の2分の1

上限500万円

賃借して改修

改装等に要した費用の合計額の
2分の1

上限250万円

手続きの流れ



事業者

事前相談

建物契約

承認申請

承認

工事着手

事業開始

2年以内

事業開始届

完了検査

交付申請

交付



富士市

【問い合わせ先】 富士市産業政策課 企業誘致担当
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

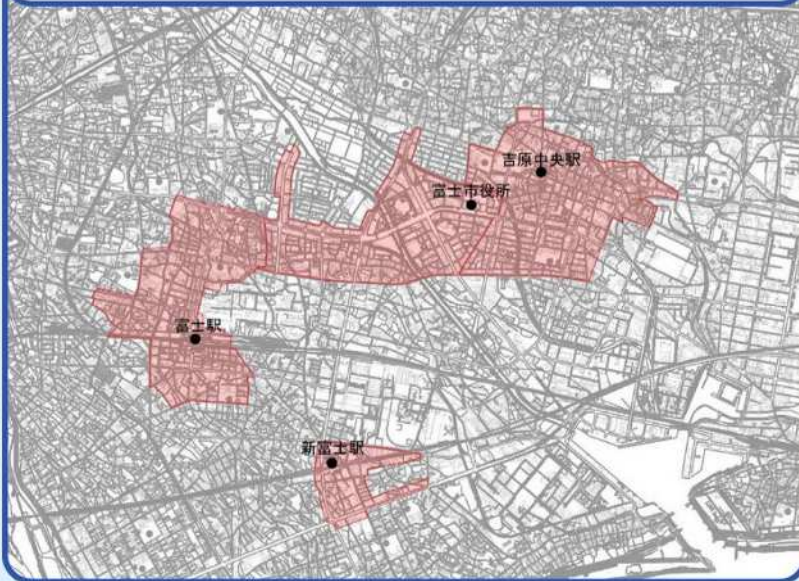
☎ 0545-55-2906

✉ sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

申請前にお気軽にご相談ください！



補助対象の 「まちなか」エリア



補助対象の 事業所・業種

- 本社機能等の業務を行う事業所
- 情報通信業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 職業紹介・労働者派遣業
- 市が必要と認めた事業

詳しくは
富士市
ウェブサイトを
ご覧ください。

SCAN ME!



補助対象の 条件

- 1 現在「まちなか」にオフィス等を設置していない中小企業であること
- 2 補助対象経費が100万円以上であること
- 3 市の他の企業立地関連の補助金（富士市企業立地促進奨励金、富士市ものづくり力向上事業補助金等）の交付対象になっていないこと
- 4 市内の事業所に勤務する従業員※を1人以上増やすこと
（新設オフィス等の契約日が属する月末＜事業開始日が属する月末）
- 5 新設したオフィス等に従業員※を1人以上配置すること
- 6 新設オフィス等の契約日から加算して、2年以内に事業を開始すること

※ 従業員…事業者直接雇用されている雇用保険法に規定する一般被保険者であり、週30時間以上勤務する者

注意事項

- 工事の着手日前に、市の承認を受ける必要があります。
- 補助金の交付は予算の範囲内となります。
- 事業開始後5年以内に廃止や休止、市の承認を受けずに譲渡や貸付を行った場合は補助金の返還を求めます。
- 直系血族間若しくは自己が役員となっている法人等との間の取引に係る費用は補助の対象となりません。
- 補助対象となる設備の設置費用は、先端設備等導入計画に係る固定資産税の特別割合の適用を受けていない、又は受ける予定のないものとします。
- 本制度は令和8年3月31日に終了となるため、それまでに承認を受ける必要があります。